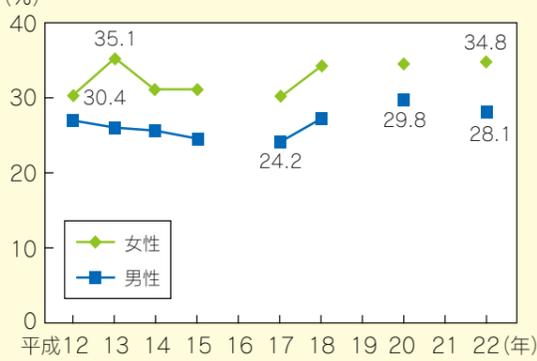


「男性にとっても幸せな男女共同参画社会」

▼男性は女性より生きづらさを感じている？

a. 「現在幸せである」と回答した者の割合の推移 (平成12年→22年)



出典 H26男女共同参画白書(男性問題の特集)

男性は女性より「幸せである」と回答している人が少ない。

▼「性別役割分業」は何をもたらすか？

いわゆる、「女性は家事や育児」「男性は仕事」というような性別役割分業は、女性の社会的・経済的自立を妨げるだけでなく、男性が地域生活で孤立した存在になるとともに、家庭で生活する上で、身の回りの状況を理解できないことにもつながります。

男性が男らしさを求められる世の中では、女性は社会的・経済的保護を受けやすくなる傾向があるとも言われています。「男らしさ」の名のもとに、女性であれば免除されるような厄介ごとを男性に押し付けたりしないよう、女性自身も気を付けましょう。

全ての人々が「男らしさ」「女らしさ」の重荷から解放され、「自分らしく」人生を送ることができる社会が男女共同参画社会です。共に協力し合いながら、より生きやすい社会づくりに取り組んでいきましょう。

パートナーシップ通信

vol.174
人権啓発課男女共生係
☎32-1708
FAX32-0110

▼周囲が期待する「男らしさ」が重荷になっている？

男性が「弱みを見せること」「女性に負けること」などに対する世間の風当たりははるかに強く、男性自身も自らが思い込んでいる男性像と現実のギャップに苦しむこともあります。男性が変わろうと思っても、変わることが難しいのです。

こんなことを「男らしさ」と考えてはいませんか？

- リーダーシップ**
個々の性格によらず、強い統率力・決断力・実行力を持ち、会社や家庭をけん引することが期待されている
- 経済力**
現代は、男性一人の収入に頼る家庭が少なくなってきたが、根強く「家庭の大黒柱」という役割が期待されている
- 地域・家庭生活への参画**
共働きの増加や家族形態の多様化などに伴って、地域・家庭生活への参画の必要性が高まる一方、仕事の負担が軽減されない



消費者トラブル注意報

「アポ電」かも…
知らない番号からの電話に出るのは**危険**

商工振興課
☎32-1604

消防署の職員を名乗る人の電話で、「一人暮らしか」と聞かれ、「はい」と答えてしまった。「災害時にすぐに救助できるように確認している」と言われたが、不審だ。



© Kurosaki Gen

アドバイス

実在する機関や企業、家族をかたり、家族構成や資産状況などを聞き出そうとする「アポ電」と思われる電話に関する相談が寄せられています。心当たりのない着信に出してしまった場合も、「〇〇です」と自分の名前を名乗らないことが大切です。家族構成や資産状況を聞かれたら、会話を続けず、すぐに電話を切ってください。

少しでも怪しいなと思ったときは
消費生活センター ☎33-8277

私は宇城市で育ちました。中学入学時は丸刈りにしなければならぬので少し憂鬱でした。友だちと遊んでいるときにできた傷が頭にあってからです。でも、全員なので仕方ありませんでした。教師になって頭に大きな手術痕がある男の子に出会いました。6年生でやがて卒業を迎えます。当時は長髪で傷も隠れていましたが、丸刈りにすると人目にさらされます。その頃、生徒手帳には「男子生徒は丸刈りとする」という校則が明記されていました。家庭訪問をし、「長髪のまま入学できるように中学校に話に行きましようか」と相談しましたが、ご両親は本人の気持ちを確認し、丸刈りにすることになりました。ご両

親にとっては胸の痛む決断だったと思います。全国に校則の見直しをさせた出来事は熊本から始まりました。1985年の「丸刈り校則訴訟」です。①その学校の男子だけに強制され、憲法14条の「平等」に反する。②憲法21条は表現の自由を保障している。③法律の手続きなしに、体の一部である髪を強制することは、憲法31条に反する。この3点を理由に、1人の生徒と両親が、丸刈り校則は憲法違反と熊本地裁に訴えを起こしたのです。結果は敗訴でしたが、この裁判を通して「髪型の自由は憲法のうたう基本的人権では」という考えが全国的に広まっていきました。それに伴い、校則の見直しが行われることになりました。今、校則で丸刈りを決めている学校はまずありません。5月3日は憲法記念日です。戦争の深い反省から生まれた憲法は、権利や自由を守るためにあなたの身近にあるのです。

学生納付特例制度 手続きはお済みですか？

熊本東年金事務所 ☎096-367-2503
市民課 国保年金係 ☎32-1417

学生納付特例制度とは？

所得が一定以下の学生が申請し承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料の納付が猶予される期間

病気やけがで障がいが残ったときも、年金を受け取ることができます。また、年金を受け取るために必要な「期間」に算入されますが、年金額には反映されません。10年以内にその期間の保険料を納めれば、年金額にも反映されます。

手続きの流れ

- ①申請書・提出先
市民課国保年金係、各支所、年金事務所、日本年金機構のホームページなど
- ②必要な書類を添付して申請
有効期間が表記されている学生証(写し可)または在学証明書(原本)の添付が必要
- ③日本年金機構から承認または却下通知書が届く



地域人権教育指導員
本田 博通
私が以前、学校で働いていた経験から得たことなどをお伝えしていきます。

みんなで学ぼう
じんけん

生涯学習課
人権教育係
☎32-1934

中学生のみなさんへ
「憲法とわたしたちの暮らし」